

ID: 97

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	使用料等の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例施行規則 第9条ただし書		
例 規 番 号	昭和56年規則第24号		
【根拠条文】 (使用料等の還付) 第9条 既納の使用料等は還付しない。ただし、市長において次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既納の使用料等の全部又は一部を還付することができる。 (1) こども家庭・保健センターの都合により、依頼事項を処理することができなくなつたとき。 (2) 母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業を利用しようとする者から、利用を開始するまでに取消しの申出があったとき。 (3) その他市長が必要と認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日